【申請等に必要な書類】

内容	提出書類等	様式No.
免税軽油使用者になるための 申請を行うとき(P6~9)	免税軽油使用者証交付申請書免税軽油使用者証共同交付申請書誓約書P6~9 に記載の書類	[7-23] [7-25] [7-24]
免税証の交付申請を行うとき (P10、11)	免税証交付申請書 (共同使用者は「共同申請明細書」を添付)免税軽油使用者証、共同使用者証免税軽油所要数量計算書	[7-12] [7-15] [7-13] [7-14]
免税軽油の引取り等の報告を 行うとき(P11、12)	免税軽油の引取り等に係る報告書免税軽油使用状況明細書納品書、請求書、領収書(いずれか)	【7-19】
免税軽油使用者証又は免税証 を返納するとき(P12)	・免税軽油使用者証又は免税証 ・免税軽油使用者証・免税証返納申告書	[7–16]
免税軽油使用者証の有効期間 が終了し、引続き免税軽油使 用者の申請を行う場合	・有効期間の終了した免税軽油使用者証 ・免税軽油使用者証・免税証返納申告書 ※ 免税軽油使用者証の再申請は免税軽油使用 者になるための申請と同様の書類	【7-16】
免税軽油使用者証の記載内容に変更(機械の追加・削除・変更)があるとき(P9)	・免税軽油使用者証 ・免税軽油使用者証書換申請書 ・変更する事項及び変更の日がわかる書類 ・所有者のわかるもの・機械の型式・定格出力・ タンク容量等・燃料消費量(率)が確認でき る書類(写)、写真(削除する機械は不要) ・アワーメーター等の数値のわかる写真等	[7-17]
免税軽油使用者証又は免税証 を紛失等したとき(P13)	・軽油引取税免税軽油使用者証・免税証紛失届 ・紛失等に至るまでの経過を記載したてん末書 ・事実を証する書類(り災証明書・遺失届出受 理番号が記載された書面等)	[7-18]
免税軽油を譲渡するとき (P13)	免税軽油譲渡届出書納付申告書、納付書【県税事務所で入手】	【7-11】

⁽注) その他、業種ごとに確認書類を求める場合があります。 (P7~9の必要書類を参照) 詳しくは、所管の県税事務所へお問い合わせください。

[※] 各種申請書は「申請書等ダウンロードサービス」(外部サイトへリンク) からダウンロードすることができます。

免税軽油使用者証交付申請書 (税 64703-2)



第16号の16の2様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする兵庫県知事に1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを 証する書面を添付すること。
- 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

税 64703-2

195M							中	所要数量	年間 見 込
11911									
N76V			定格出力を記入	遊		カタログや販売証明書に記載の機械の製造会社名と型	カタログや販売証明書に記載の機械の製造会社名と雪		免税軽油使用者全員の 名前を記入
19.5h	脱穀	1	直噴式	40 kw	兵庫農機 DEF456	Na.3 3ን/ሮ イン	二葉町	\$	神戸市長田区二葉町1丁目■-■
19.5h	耕うん	1	直噴式	60 PS	兵庫農機 ABC123	Na.2 1-5119-	二葉田		神戸市長田区二葉町3丁目▲-▲
19.5h	耕うん	1	直噴式	60 PS	兵庫農機 ABC123	Na.1 1599-	国難二	00 00	神戸市長田区二葉町5丁目1-32
两数		中	燃焼方式	軸馬力	型	名称	所在地	氏名又は名称	住所又は事務所若しくは 事業所所在地
年間見込	∜		の明細	は設備	車両又	機様、		用 者	免税軽油使
実際の担当者とその連絡先 078-0X0-X0X0)	(電話 078-0			00 00		誅	靊	目1-32	神戸市長田区二葉町5丁目1
この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号	答する係及び月	この申請に応答	3称	代表者の氏名又は名称	代表者	種	辮	は事業所所在地	代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地
)II	ŀ	₹	ii F	É R	Ħ		事様	兵 庫 県 知	Ĭ,
#	计由错	· 公 世	1 年 年	数计值	4 招		1 H	4 月	受付印 合和 4
第B号			型兼限						
証の番号	交付 受領	審査交	茶章						

第16号の17の2様式記載要領 1 この申請書は、地方稅法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする 兵庫県知事に1通提出すること。 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名 又は名称印」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。 又は名称印」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。

誓約書 (税 64704-3)

誓 約 書

私

は、地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに 私 共

も該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 4 月 1 日

兵庫県知事 殿

 株式会社 ○ 港運

 大表取締役 ○ ○ ○ ○

申請者が法人の場合は、 社名・役職・代表者名を記入

個人の場合、名前のみを記入

備老

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあって は、免税軽油使用者全員が氏名又は名称を記載すること。

税 64704-3

免税軽油使用者証書換申請書 (税 64712)

(=	そ付印)			9	2税軽	油使用	月者証:	書換	申請	青書				
1		以下の	記載	対容は、	「免税軽	油使用	者証交付	付申請	青書」	を参照		令和4年	7 月	15日
ŀ	兵庫県知事	様しく機材	戒を含	登録する均	場合	住所又には事業所	は事務所若 所在地	il<	神戸	市長田	区二第	町5丁	目1-	-32
_					7	氏 名	(名 称)	ŧ	朱式会	社 〇〇	O港運	代表取締	役 ()	000
>	機械を抹消する ※抹消する場合	、機械	-			での申	請を担当 氏名	iす_			ΔΔ	ΔΔ		
	説軽油残量につ 出及び申告納付					電	話	(0	78)	O×	0 - >	(Ox	〇 番
						* 子	X	V	0	000	0@;	××××	×,×	×
高	記載事項の一部	に変更	がる	ある場合	規定によ	り、免税	乙 油使用	者記	の書物	臭えを日	申請しる	ます。		
機	項	目		追加変	更·削除	追加•	変更削	9	追加	変更・	削除	追加	変更.	削除
	所 在	地	旧				同上							
械	/7I 1II	AL.	新							同上				
`	機械、車両ス	スは	旧	No. 1 O	〇丸	No. 2	△△△丸	No).			No.		
車	設備の名和	弥	新	No. 1 O	〇丸	No.		No	. 9	◇ ◇\$	l	No.		
両	機械、車両又は	設備の	旧				リース俳	E)						
又	所有者の氏名	(名称)	新							リリース	ス(株)			
	型	式	旧	◇◇製 UM4B			朱) ◆ ◆ DZ-34G							
は	32	I	新	ZS99						朱) ◆ ◀ DZ-56l				
設	軸馬	+	旧	180	ps	1	30 ps							
備	軸馬	カ	新	270	рѕ				1	120 ps	:			
0	燃 焼 方	式	旧			ī	直噴式							
明	燃焼方	IC.	新						ī	直噴式				
	45	***-	旧				2							
細	台	数	新							1				
		`A	旧	プレジャーモ・	ーターポート	1	央遊船							
,	用	途	新	同	上				-	交通船	ì			
	左則目等至極数		旧	4,	500yyhh		15, 000 ₉	シトル			リットル			リットノ
	年間見込所要数	で重に	新	6,	700yyhr		y	シトル		12, 00	00yyhn			リットノ
	年間見込所要数	大量	旧			•	19, 500 ₉	bhr a		曾		•		リットノ
	合	計	新				18, 700 ₉		ê引 →	咸			8	00yyby
備	考			の書換えるこの欄		法人の	代表者の	変更	等)(の場合		70. 45	使用 第	月者証 号
						項								
٣	注意 この申 ※欄に			における 者証共同									税	64712

免税証交付申請書 (税 64707)

				*	審査		承	認	交	付		
				処								
				理事								
	1			爭項								
受付印	}				_				<i>l</i>]			
	/											
***************************************		免税軽油の値			- 3	2						
		事務所又は事		生地	I			-11	0,41 01			
令和 4 年		免税軽油使用を記載されたとお		l l	1							
3 月 1	7 8	業種		1	1		海蛇	以外の船	公会公			
	担当の局	-	71				ווניזאאי	120/10/	טמטפ			
l	センター名				第 A 9	999	99 5	<u>-</u>				
兵庫県	-	使	用者直	E の								
7,4-71		番号及び氏名	(名称)	Ħı	株式	会社 (
神 戸					J	代表的	収締役	00	00			
	_	実際の担	旦当者と	連絡	先							
県 民 局 県民センター	長様	この申請に応	答する	5 係		経理課	神戸	三 次郎				
州氏とングー	K	及び氏名並び										
						(電話	0	78 - O	OXO - XOXO)			
						(- 2 1						
免	税	証	交		付		申	請		書		
								免税	軽油使用	月者証(こ記載さ	
** * * *	7 14	No. 1 00	丸		No. 2	ムムムま	և _		税軽油使用者証に記載さ た機械等の名称を記入			
機械申請機械の	の所要量割	†算書(P21)を台	àitL.					\vdash				
		残)量を差引いた			No.			No.				
を記入			<u></u>				۵:	和 4年	4.6	1 0	カバト	
所用数量合計	_	5,570		近用	数量計算	Hum	→ ¬¬,	ти 4 1	47	• н	13.10	
771710384341111		3,370	^ [日以降の日	$\overline{}$	令:	和 4年	6月	30日	まで	
希望する販売		女 及 7ド所]					
在	7L 7K 10 1	地	免税	証	の種類	i	枚	数	3	数 量		
				-1			30	`			200	
兵庫県神戸市	тыты				$\cap \cap$							
	一大区	下山手通			00 0美	4	30	枚		3,0	000 _e	
9 丁目				_	V 5.	2		权				
9丁目	199-	9			50	È	40	权		2,0	000	
A TO B	199 <u> </u>	9給油所		_	V 5.	2)		2,0		
申請者が軽油の弓	99-	9 給油所望する販売			50	•	40)		2,0	000	
A TO B	99-	9 給油所望する販売			50		40)		2,0	000	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※ 原則自由だが	99- (1取りを希) (1取りを希) (1、県外の原	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合.	秦望		50		40 57	7	よう 宝	2,0	570	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適	199 - (大) ▲▲ (川取りを希記) 名まで記(、県外の原用が受け	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合.	希望。		50		40 57	7	よう、実	2,0	570	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※ 原則自由だが	199 - (大) ▲▲ (川取りを希記) 名まで記(、県外の原用が受け	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合.	希望	する券	50		40 57	/文) 7 7 8度使える	よう、実	2,(000 570 わせる	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※ 原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※ 販売店により	199- 1取りを希記 (入県外の順用が受け 免税軽油の	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合. られない場合		する券	50 10 \$種等を記	₹ % 51	40 57 取りの都 127	校 7 7 B度使える 7 枚		2,(000 570 わせる	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※販売店によりない場合がある	199- 1取りを希記 (入県外の順用が受け 免税軽油の	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合 られない場合 の取扱をしてに確認をしてに確認をして	îE	する券	50 10 対種等を記 計	及 ※ 引	40 57 取りの都 127	校 7 7 枚 のうち使	用量	2,(! ! 5,!	000 570 わせる	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※ 原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※ 販売店によりない場合があるください。	199ー (1取りを希記の表示で記述、県外の原用が受ける。 (1のので事前)	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合 られない場合 の取扱をして に確認をして		する勢	50 10 *種等を記 計 回交付を 期	受けた負問	40 57 取りの都 127 免税証の	校 7 7 B度使える 7 枚	用量	2,(! ! 5,!	000 570 চছ ৱ	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※販売店によりない場合がある	199ー (1取りを希記の表示で記述、県外の原用が受ける。 (1のので事前)	9 給油所望する販売入販売店の場合。られない場合の取扱をしてに確認をして	証 (ア)	する勢	50 10 対種等を記 計	受けた負問	40 57 取りの都 127 免税証の	校 7 7 枚 のうち使 数 量 (用量 (イ)	2,(情に合 5,!	000 570 ਨੈਦ ਫ 570 _ਵ	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※ 原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※ 販売店によりない場合があるください。	199 - ★ ★	9 給油所望する販売入販売店の場合。られない場合の取扱をしてに確認をしている。	証 (ア)	する券	50 10 *種等を記 計 回交付を 期	ス ※ 引 受けたが 間 月 1 日 X	40 57 取りの都 127 免税証の	校 7 7 枚 のうち使	用量 (イ)	2,(情に合 5,!	000 570 চছ ৱ	
申請者が軽油の引店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※販売店によりがいない場合があるください。	199ー (1取りを希記) (1の別ので記述、県外の別ので事前) (1月1日) (13月31日)	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合 られない場合 の取扱をして に確認をして	証 (ア)	前令令	50 10 10 \$種等を記 十 回交付を 期 和4年1 和4年3	受けたが 間 月 1 日 z 月 31 日 s	40 57 取りの都 127 免税証の から まで	校 7 枚 のうち使 数量 4,32	用量 (イ) 20 _{&}	2,(! ffice 5,! (ア)	570 わせる 570 (イ)	
申請者が軽油の引店を給油所(支店) ※ 原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※ 販売店によりない場合があるください。 参 令和4年3	199 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9 給油所望する販売入販売店の場合。られない場合の取扱をしてに確認をしている。	証 (ア)	前令令ない	50 10 10 外種等を記 十 回交付を 期 和4 年1	受けたが間月1日は月31日。 別外の販	40 57 取りの都 127 免税証の から まで 東売業者	校 7 7 枚 のうち使 数量 4,32	用量 (イ)	2,(! ffice 5,! (ア)	570 わせる 570 (イ)	
申請者が軽油の弓店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※販売店によりらいない場合があるください。 参	199ー ・	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合・ られない場合 の取扱をして に確認をして から まで 5,20 ナウ引取りを行っ	証 (ア) 60 g	前令令	50 10 10 *種等を記 十 回交付を 期 和4年1 和4年3 販売業者	受けたが間月1日は月31日。 別外の販	40 57 取りの都 127 免税証の から まで 東売業者	校 7 7 枚 のうち使 数量 4,32	用量 (イ) 20 _{&}	2,(情に合 5,! (ア)	570 570 570 570 _e - (イ)	
申請者が軽油の引店を給油所(支店) ※原則自由だが制度上、免税の適があることに注意 ※販売店によりがいない場合があるください。 参	99 - ★ ● ・	9 給油所 望する販売 入 販売店の場合 られない場合 の取扱をして に確認をして まで 5,20 ナた免税証に	証 (ア) 50 &	前令令	50 10 10 *種等を記 十 回交付を 期 和4年1 和4年3 販売業者	受けたが間月1日は月31日。 別外の販	40 57 取りの都 127 免税証の から まで 東売業者	校 7 7 枚 のうち使 数量 4,32	用量 (イ) 20 _{&}	2,(情に合 5,! (ア)	570 570 570 570 _e - (イ)	

税 64707

免税軽油所要量計算書 (税 64716)

「免税軽油使用者 及び機械等の名			用	免 税	軽	油)	所 罗	量	計算	書			由使用者記 型式を記	
機械	名	N	0. 1	〇〇丸	ı		型	式		$\Diamond\Diamond$	製化	作所 UM	1BA5M	
区「免税軽油使」		4	月	5	月	6	月			はたりの燃 量を馬力	月		月合	計
<mark>軸馬力を記入</mark> ア	申請	180	PS	180	PS	180	O PS		数で割っ(カタログ		PS KW	,	PS KW	
軸馬力			PS		PS		PS	-	認)		PS		PS	
小数点第四位以 (四捨五入しない		捨て	KW		KW		KW	4		易合、過去 実績から	KW	1	KW	
イ 1時間1馬力当	申請	0. 051	Q	0. 051	Q	0. 0	51 0	0.	e	0.	e	0.	Q	
消費量	※認定	0.	Q	0.	Q	0.	Q	0.	Q	0.	Q	0.	e	
ウ 1 日平均	申請	5	時間	5	時間	5	時間		時間		時間		時間	
稼働時間	※認定		時間		時間		時間		時間		時間		時間	
エ 1 か 月 間	申請	9	B	8	B	9	B		B		B		в	
(日~日) 小数点以下は切 (四捨五入しない			日		日		B		Ħ		日		В	
$(7 \times 4 \times 9 \times 1)$	申請	413	Q	367	Q	41	3 @		Q		Q		e 119	93 e
消 費 量	※認定		Q		Q		Q		ρ		Q		Q	Q
※ 認定 1 申請数量どおり認定する。 2 申請数量は適正でないため、認定欄数量のとおり修正した上、認定する。 (理由)														

- 1 ※欄は申請者において記入しないでください。 (注)

 - 2 この表は機械ごとに作成してください。 3 「ア 軸馬力」欄の単位 (PS、KW) は、該当しない単位を削除してください。

税 64716